

# きぶのちと

NO.111 月刊

昭和四十二年九月一日発行 (非売品)  
岡山県那珂郡吉備町東町一五五字垣方呼電四三七  
吉備観光協会

## ○ 学校の起り (その二) 第十一輯 雑案編

藩政時代の学制は藩学と私塾とがあった。藩学校は文芸場と武芸場があつて老幼年止限らず藩士の徒弟を教養してゐた。学費は学ぶものの負担ではなく、すべて学校の至費や書籍、学用品は藩費によつてまかなつてゐた。また優秀な成績を前途有望と認められたものには進んで学問の道を選ばせ、他の師に就かせしめて勉学せしめた。その諸費は藩が負担してゐた。私塾や寺小屋は百姓町人の子弟に義務ではなく、自由で單に生活上必要とされる読み、書き、算盤程度であつた。教師も僧侶や神官、浪人など学識のある高潔な人を選んじける。藩籍のなつたために私塾に学び、熱心に教養をうけるべく世間には彼らたつた立派な人物も輩出した。

私塾は学費は一定の月謝を各自が納め、別に身分相應に、盆には中元、年末には歳暮を贈つて子弟としての儀礼をつくした。これは姿勢を正した当時の習慣でありまた美風をもあつた。

さて庭瀬藩は藩学を誠意館と稱してゐたが、創立の当時は單に学館と稱え、即内に設けたが狭隘となつたので、文政の頃に武芸場と文芸場をわけた。武芸場はソまの邸内大手門を入つた左側に残り、文芸場はソまの本町の南側、高島家の所有になつてゐる長屋門のある屋敷にあつた。学校創設以来の主筆者(学校長)の名は記録がなく困難であるが、文政以後は儒官であつた十段居士(藤田月漱)がこれに当り明治維新後も存続してゐたが明治六年四月に新政府は國民の義務として新しく学校制を公布してから廢止になつた。(後七輯人物篇 高島孝敬 并に藤田月漱参照)尤に誠意館の学制を示す。

## × 誠意館 庭瀬藩邸内 元禄十二年創立 文政中 校舎建設

学制 学事上ノ諸制度  
芸学勸奨ノ令制ハ從來疎ナラズ 豫テ諸書籍器械 藩資備置キ假貸シ之シキ患ナカラシム 然シテ勵精熟達ノ者ノ如キハ不次進級或ハ禄ヲ増ス設令ハ子弟ト虽モ格別ヲ興ヘ別ニ一家を興セ也其茂幹によりて使役す以テ学政勸奨ノ大意とす

才族 卒の子弟教目法  
藩学に入らしむるは論なく學志の徒 他ノ師に就学レ或ハ同盟協議レ他ノ師を召聘 修学する如き都く其願に任せ當日諸費歳時の儀礼物皆藩費を以テ資シ

平民の子弟教目法  
修学者自の随意にシテ掌制せず最も優者且つ學術通曉の者の如きは即ち登庸賞表 するの由あり

## 家塾寺子屋設置の制度

家塾寺子屋を私に設立するは藩方に於て固異せず郡守吏等の学事務に存するのみ 学校 江戸藩邸内別に校舎は置かず他師に就学す

校名 四來学館と公稱し別に号なし後チ誠意館と稱ス  
校舎 所在地 庭瀬藩邸内に構造す 後來破壊に至り改作の議ありしも廢藩に際会レ 終に果さず

## 沿革要略

元禄十二年校倉殿中守重高領地せし時創立し當時官舎を借用し其後文政年間に至り

板倉誠中守勝資校舎を建興す蓋し學事の状況素より繁然隆盛の時なれと最も維新後  
は江戸邸を閉じ藩主掃色せしを以て生徒増加せり

教則

読書每朝(年初 中元 旧暦式目五節句を外學とす)此他一、六ノ日議談 三、八ノ  
日詩文會一、六、三、八の夜復習の定則とす

書籍は孝經四書五經 和漢 丁史 詩文章を本とし徧々論議 返講等を為さしむ 女  
生徒は概子筆算を授く

学科 学期 試験法及諸則

校内演武場に於ては弓 馬 槍 砲 棒の術を學び文學習字は別舎を設く總て生徒  
(期限)をなさず又老幼年限を定めず然して毎歳季節に至り會教勸惰を考へ金貨書籍  
筆墨等を優賜す

職名及俸祿 維新前の概數

文武總道(用人兼務) 八拾石 演習所取締(士分) 五拾石  
回 差添(士分) 拾二石 五人扶持 敬頭(士分) 四拾五石  
詩文教授(士分) 四拾石 助教(士分) 十人扶持  
助教補(藩士子弟) 三人扶持 礼式指南(士分) 十人扶持  
筆算指南(士分) 八人扶持 小使兼門番(足輕) 二人扶持

維新後の概數

文武係(小参事) 拾六石 文武大監察(大屬) 十六石  
文武小監察(小屬) 拾四石 督學(士族) 十六石 敬頭(士族) 十四石

教授(士族) 十四石 助教(士族) 十二石 教授(卒族) 九石  
助教補(士族) 十二石 教授(卒族) 七石五斗 筆生(卒業) 七石五斗  
小使(一代卒族) 五石一斗

職員數 維新前

差添 二人 敬頭 一名 詩文教授 一人 助教 二名 助教補 三人  
礼式指南 一人 筆算指南 一人 小使兼門番 一人

武術指範家

日置流弓術 一人 大坪流馬術 一人 正田流槍術 一人 無念流劍術 一人  
萩野流砲術 一人 池田流棒術 一人 強波流三ツ道具 一人 竹内流柔術 一人  
謙信流軍學 一人 山鹿流軍學 一人

維新後

文武係 一人 文武大監察 一人 文武小監察 二人 督學 二人 敬頭 一人  
助教 五人 筆算教授 二人 同助教 二人 助教補筆生 二人 小使 二人  
日置流弓術 一人 大坪流馬術 一人 正田流槍術 一人 無念流劍術 一人  
池田流棒術 一人 強波流三ツ道具 一人 萩野流砲術 一人 西洋流砲術 二人  
竹内流柔術 一人 謙信流軍學 一人 山鹿流軍學 一人 莫武兵法學 一人  
生徒概數 維新前 男百五十人 維新後 男二百人 女廿五人

束修謝儀 藩学ナレバ謝儀ナシ

學校經費 一切藩費に負担シ藩士に課せざしを平等するに大凡一歳の支出二百金許りと  
學校建物 地坪 七百五十坪 建物 百三十坪

藩主臨杖

毎年大凡春秋二期を定こし試験す 又臨時ニ其席ニ臨む事あり在府の歳は家宰をして  
行はしむ

祭儀 別に聖廟の建設なし只毎歳正月八日前夜の際校内に礼場を設け係員生徒私服にて  
礼拝す

以上

維新後の学問の整理は藩政時代から官学に定められた四書五経が採用されたが、武  
術教練は新しく洋式がとり入れられた。これはしきりに來航する外国軍艦の近代裝備や、  
軍隊の規則正し、行動をみていどく世界の趨勢に立ち遅れたいことに気がつき、藩と  
も急速に西洋流の砲術や英國式の兵法を実行した。これに伴うて服装も輕装な筒袖、筒  
袴となり銃砲をうつ時の狙いに適した縁の浅い陣笠をかぶるなど全く鎖国時代と違つた  
進歩的な軍事訓練が行われたのである。

○ 瀬尾崎御茶屋のあと

戸川氏が慶長七年彦瀬藩主となつて以来、妹尾崎の地域に御茶屋を設けく燕息所に充て  
ていた。いまその位置は確足したが、入江橋を南へ渡つた福田村の街道の右側に料  
岩直範という人家がある。このあたりの段丘にあつたものらしい。彦瀬戸川の流ははば  
広く妹尾崎の山裾を流つて鬼島灣に注いでいた。

突出した山縁きの高地に佇めば彦備の中山を背景に眺めは広く、音滄海であつたらう足  
穿りの流域が一瞬に収めらるる好適の場所なのである。遺蹟はなにも残つていないが、  
藩主の茶の湯に使用されたと傳へらるる井戸が山裾にあり今に清冽な水が湧出してゐる  
この井戸は昔發絶した三尊寺という寺院のあとにあつた古井戸といわれつゝる。

五

料治直範は屋号を茶山とす。御茶屋から引用したといわれつゝる。料治家はもと山田  
の本村に住してゐたが、明治以後廢藩の時に梅川戸川氏の旧家屋を譲り受けここに建  
直し移轉したのである。現に母屋には戸川氏の文様三本杉、梅鉢などの丸瓦を元のま、  
葺いてゐるのはその証據である。

多家には戸川氏が拝領した佛軸がある。

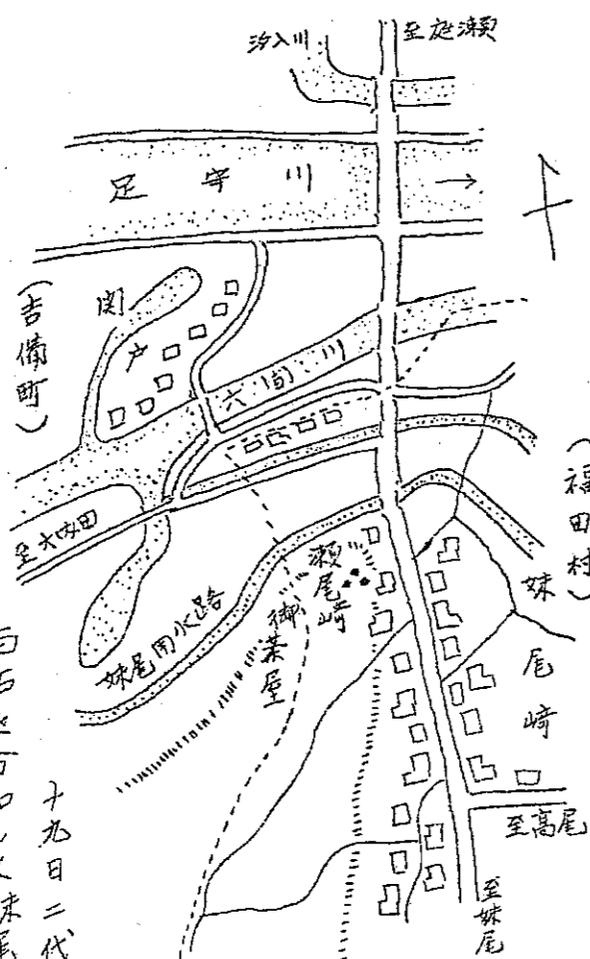
戸川右近殿様より拝領 慶應元年七月吉日 庄屋格 大郎右エ門

の箱書があり、軸物は順堂堂の筆になる曲水の字を描いた色紙のちり紙である。

さてこの瀬尾崎御茶屋敷はいつ頃設けられ、また廢止せられたものか判然しなかつたが、戸  
川達安が入封してから廿六年  
を至く寛永五年に鬼島灣に面  
した福田村(旧大福村)に九  
十三町五段九畝歩の新田(古  
新田)の開墾が行われ居り  
更に三年後の八年にはこれに  
つづいて沖合に百二十九町五  
段十畝歩の新田の開墾經營が  
進められてゐるので地形は全く  
変容した。殊に寛文九年七月

瀬尾崎御茶屋附近の圖

(福田村)



十九日二代戸川正安の二男安成が三千五  
百石を分知して妹尾領主となつてからこの妹尾崎

村「田種」は庭頼領から分離してゐるので、この時代に御茶屋を廢止したの心はないかと思はれる。

戰國の在は去り徳川治政となつて天下無事のもので、藩主が在御の節は側近の文武官、女官を引き連れ舟に乗り、春秋の志まれば好天には悠然にここに茶の湯を設けて一日の清遊を樂んだであらうことが想像せられる。

「妹尾は瀧尾ともちの卒に書いてゐる。瀧尾は庭頼の尾にあたる地形なりで起つた地名である。山の尾の崎なりを妹尾崎といふのである。」

○ 校倉の宿場

校倉の宿場は旧山陽街道に沿うた校倉村「現高松町」にあつた。往昔は山陽大踏といふ此五世記の頃より開闢された重要な街道であつた。「儀十一輯雜集」交通の變遷を照し江戸時代にはここに宿駅が設けられ、賜本陣があつて一定した傳馬の役夫が常備されてゐた。しかれども此には限度があつて不時の場合は補助（予備）として宿場附近の村落から出動させる制度があつた。これを助御といふ。助御といふは藩の文書によると、助御（すけがう）とは江戸時代街道の宿駅助成として傳馬役夫を出さしむるが故に、特に認定した宿駅附近の村落と云ふ、但し街道の往來漸く繁きを加へ、宿駅のみにては其用を満たす能はざるが故に、其補助として附近の諸村に課したるものなり。之に定助御、大助御の區別あり、定助御は定置の助御にして平常其任務に服す、其割合は高百石に付馬二疋、人足二人なり、其他の公役は免除せられる。大助御は臨時の用に供したる助御にして諸公参親交代或は番衆通行等の大通行のある時に出すものにして其割合は高百石に付馬二疋、人足二人の割合なり、臨時の用に供する目的たるが故に

校倉宿

他の公役は免除せり。後世往來の頻繁となりて定助御に不足を生じ通行に差支を起せしより定及び大の名稱を合して定助御と唱へ人馬を増せられたり。とある。

幕末から外の状況は漸く復雜を極め、交通量は著しく増加する一方、諸物価も亦上昇の途を辿り、宿場に勤める役夫も生計が苦しくなつたので、其勤へ人馬賃値上げを申請し許可せられた。尤に当時の文書を示すと

一、宿場の儀古來より追々被仰出候書付の通諸事相心得方端実辨相勤可申事

一、此度 従 公儀割増錢

御免被仰付候上者年限中脚高札之通賃錢無相違請取人馬脚差支無之様純立方入念御用達者勿論其外に而差支禮無之様相心得取計且人足馬士共に苛察申させ間敷以差心得違

ごもの存之者早速可申出遊吟味嚴敷可申付事

一、御定人馬二十五疋二十五人之余宿方困窮難取統趣を以相断無様御頼之方者是迄請取來候之通間錢並増錢請取之無差支立可申付事

一、御用通者勿論諸家様方御往來之節過費目を申立宿役人指圖を不相守領等へ頼込人数相増候趣相聞甚不堪之事に候右様之者在之者差支不相成様人馬共引替差出右人足馬士之名前可届出遊吟味嚴敷可申付事

一、往來之旅人苛察不法之儀在之候共決而喧嘩口論手向等致間敷万一雜搭置次第におよば候ハハ其旨可届出事

右之趣宜可相守もの也  
嘉永六癸丑年正月 (一八五三)

一、板倉宿人馬賃銀三割之儀者子（嘉永五年）年限に付猶又当丑（嘉永六年）正月より來  
 己（安政四年）十二月迄五ヶ年之間者申（嘉永元年）年之通被仰出候間右振合を以増賃  
 銀登下共其節之通無相違可請取之候

丑正月（嘉永六年）

覚

庭瀬より岡山宿迄 里法 二里  
 人馬賃銀  
 一、錢 四十文 人足一人 元賃銀  
 〃 十二文 右三割増銀  
 × 銀 五十二文  
 一、錢 五十三文 輕尻馬一疋 元賃銀  
 〃 十六文 右三割増銀  
 × 銀 六十九文  
 一、錢 八十文 本馬一疋 元賃銀  
 〃 十四文 右三割増銀  
 × 銀 壹百四文  
 庭瀬より西阿知村迄 道法 三里  
 人馬賃銀  
 一、錢 六十文 人足一人 元賃銀  
 〃 十八文 右三割増銀

× 銀 七十八文  
 一、錢 九十文 輕尻馬一疋 元賃銀  
 〃 二十七文 右三割増銀  
 × 銀 百十七文  
 一、錢 百二十四文 本馬一疋 元賃銀  
 〃 三十六文 右三割増銀  
 × 銀 百六十文  
 庭瀬より倉敷村迄 道法 二里八町  
 人馬賃銀  
 一、錢 四十六文 人足一人 元賃銀  
 〃 拾四文 右三割増銀  
 × 銀 六十文  
 一、錢 六十文 尻輕馬一疋 元賃銀  
 〃 十八文 右三割増銀  
 × 銀 七十八文

一、錢 九十文 本馬一疋 元賃銀  
 〃 二十七文 右三割増銀  
 × 銀 百十七文  
 庭瀬より板倉宿迄 里法 壹里  
 人馬賃銀  
 一、錢 二十四文 人足一人 元賃銀  
 〃 七文 右三割増銀  
 右板倉宿往來人馬賃銀三割増銀之通被仰出候間此外の所者右に準じ取計可申候  
 五月

× 銀 三十一文  
 一、錢 三十六文 輕尻馬一疋 元賃銀  
 〃 十一文 右三割増銀  
 × 銀 四十七文  
 一、錢 四十八文 本馬一疋 元賃銀  
 〃 十四文 右三割増銀  
 × 銀 六十二文

申請通り認可せられ運賃は改正されたが、此に伴うて違反せざるよう注意すると共に  
 旅行者に對しては不法の行為がないように努めることは勿論、喧嘩口論を起さずかき  
 スの向上に努めるなど嚴しく取締つてゐる。  
 （おわり）この項未完

喫茶  
 と  
 食事

Meiji  
 明治

庭瀬駅前通  
 電話番 325

公認 吉備不動産相談所

代表者 森安義夫

吉備町庭瀬国道筋  
 電話吉備 四六一番